

委員会を傍聴される方への注意事項

- 委員会傍聴許可証は、胸部等の見えやすい箇所に着用してください。
- 委員会傍聴許可証は、委員会室ごとに色分けされています。
各委員会室の傍聴席の入口には、それぞれ委員会傍聴許可証の色と同じ色で「傍聴席入口」と表示をしていますので、入室の際はご注意ください。
- 委員会室には、開会予定時刻の5分前から入室していただくことができますので、各委員会室の傍聴席入口から入室してください。ただし、委員会室の扉が閉まっている場合には、入室することができません。また、委員長の指示により入室をお待ちいただく場合があります。

- 次の事項に該当する方は、傍聴席に入ることができませんので、ご注意ください。

[該当事項]

- ・凶器その他危険物と認められるものを持っている
 - ・異様な服装をし、又は酒気を帯びている
 - ・ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を持っている
 - ・鉢巻き、腕章、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている
 - ・拡声器、録音機、写真機、映写機の類を持っている
 - ・笛、太鼓その他の楽器の類を持っている
 - ・その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる
- 傍聴席では静粛にさせていただくとともに、次の禁止事項を守っていただき、委員会のスムーズな運営にご協力ください。(禁止事項を守らない場合は、傍聴の許可の取り消し(退場命令)をする場合があります。)

[禁止事項]

- ・写真、映画等の撮影又は録音
 - ・委員会室における言論に対する拍手その他の方法による公然とした可否の表明
 - ・私語、騒ぎ立てること、非礼にわたる行為又は他人の迷惑となる行為
 - ・携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を入れたままでの傍聴
 - ・帽子、コート、マフラーの類を着用しての傍聴(ただし、病気その他の理由により委員長が許可した場合を除く。)
 - ・飲食、喫煙
 - ・所定の傍聴席以外の場所での傍聴(みだりに席を離れる行為)
 - ・その他委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為
- 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。(係員の指示に従わない場合は、傍聴の許可の取り消し(退場命令)をする場合があります。)
 - 傍聴参考資料は、委員会を最後まで傍聴された方は、お持ち帰りいただけます。委員会傍聴許可証及び注意事項は、お帰りの際に、受付窓口(東庁舎2階議事課)へ、ご返却ください。